

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日(当  
日)のときは、そ  
の翌日)

第4326号 (第三種郵便物認可)

鳥取県公報

昭和47年3月24日 金曜日

## 目次

### ◇規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### ◇告示

昭和四十七年度第一次自衛官募集  
土地改良事業計画の適否の決定

県道の路線の廃止

道路の区域の変更

道路の供用の開始

昭和三十年六月鳥取県告示第三百二十号等の一部改正

土地区画整理事業の施行の認可

### ◇正誤

昭和四十七年一月鳥取県告示第二十二号中訂正

昭和四十六年九月鳥取県告示第七百八十八号中訂正

## 規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十七年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第十三号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十六年十二月鳥取県条例第五十一号)中別表の第一種県管住宅の表の境港団地に関する部分及び同表の第二種県管住宅の表の泊港団地に関する部分の施行期日は、昭和四十七年三月二十八日とする。

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第十四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

上粟島第七

七、二四〇円

を

境上

粟島第七

七、二四〇円

港

に改め、同表の第二種県営住宅の表中

福守

第四

四、四五〇円

を

福守第四 四、四五〇円  
泊港 四、八六〇円

に改める。

附則

この規則は、昭和四十七年三月二十八日から施行する。

# 告示

## 鳥取県告示第二百二十四号

自衛隊施行令（昭和二十九年政令第一百七十九号）第一百十四条及び第七十条並びに第一百八条の規定に基づき、昭和四十七年度第一次自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和四十七年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 一 募集期間

昭和四十七年四月一日から昭和四十七年六月三十日まで

### 二 試験期日

次に掲げる日以外の日とする。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日

### 三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町十八の三 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市仲之町 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市立町四丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子広報センター

### 四 その他

(一) 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

(二) 試験科目

ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）

イ 身体検査

ウ 適性検査及び口述試験

鳥取県告示第二百十五号

昭和四十七年二月二十六日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良(吉岡地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年三月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百十六号

昭和四十七年二月二十六日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良(大塚地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年三月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。  
昭和四十七年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地	備考
1	鳥取浜坂香住線	鳥取市青葉町 (国道二九号の終点)	岩美町大岩、浦富	兵庫縣城崎郡香住町にいたる。

鳥取県告示第二百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づ

き、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十七年三月二十四日から二週間鳥取県土木部道路課及び鳥取県米子土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和四十七年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	変更前		敷地の幅員 メートル	延長 メートル
		区	間		
県道	吉定名和線	変更前	西伯郡岸本町大字吉定字半田四一〇の先から同町大字吉定字数多社五〇の一の先まで	五・〇	一八二・〇
		変更後	西伯郡岸本町大字吉定字岡本三八二の六の先から同町大字吉定字数多社五〇の一の先まで	八・五	三六〇・〇

鳥取県告示第二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十七年三月二十四日から二週間鳥取県土木部道路課及び鳥取県米子土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和四十七年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区	間	供用開始の期日
県道	吉定名和線	西伯郡岸本町大字吉定字岡本三八二の六の先から同町大字吉定字数多社五〇の一の先まで		昭和四十七年三月二十七日

鳥取県告示第二百二十号

昭和三十年六月鳥取県告示第三百二十号等の一部を次のように改正する。

昭和四十七年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 昭和三十年六月鳥取県告示第三百二十号（県道の路線の認定について）

中	14 倉吉停車場線	倉吉停車場	倉吉市明治町（津山倉吉線との交点）	を
---	-----------	-------	-------------------	---

	14 打吹停車場線	打吹停車場	倉吉市明治町	に改
--	-----------	-------	--------	----

める。

二 昭和三十三年四月鳥取県告示第百八十八号（県道の路線の認定について）

「中 94 広 瀬 倉吉停車場線」を「中 94 広 瀬 倉吉市広瀬 打吹停車場」に改める。

三 昭和三十七年一月鳥取県告示第四十一号(県道の路線の認定につい

て)中

183
上井停車場線
倉吉市上井停車場 (主)倉吉青谷線接合点 (倉吉市上井)

を

る。

183
倉吉停車場線
倉吉市倉吉停車場 (主)倉吉青谷線接合点

に改め

鳥取県告示第二百二十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項の規定に基づき、青木団地土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

昭和四十七年三月二十四日から昭和四十九年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市青木の一部  
米子市諏訪の一部

四 土地区画整理事業の名称

青木団地土地区画整理事業

五 事務所の所在地

鳥取市吉方温泉二丁目四六一番地

六 施行認可の年月日

昭和四十七年三月二十三日

七 施行者の住所

鳥取市吉方温泉二丁目四六一番地

八 事業年度

昭和四十六年度から

昭和四十八年度まで

九 公告の方法

鳥取市吉方温泉二丁目四六一番地 鳥取県住宅供給公社前に掲示する。

正 誤

昭和四十七年一月鳥取県告示第二十二号(保安施設地区予定地にする旨の通知について)中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

七 下 十から十一 一四九、一五〇、字 一四九、字六人塚一

六人塚一五一、一五 五一、一五三、一五

二、一五三、一五四、五

一五五

昭和四十六年九月鳥取県告示第七百八十八号(保安林予定森林について)

中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

字大和寺谷 字大和寿谷

五 下 九 一六三二の一六三三 一六三二、一六三三

六 上 二十三 一六三二の一六三三

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発所行 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県 【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】